

高額な外来診療を受ける皆さまへ

▶問合せ 保険年金グループ
☎079(435)2581

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証などや健康保険被保険者証(保険証)などを提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯などの方は、事前に医療保険者から限度額適用認定証などの交付を受ける必要がありますので、詳しくはご加入の医療保険者にご相談ください。



特別徴収(年金から天引き)対象の方へ

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、市町村民税の課税区分(課税・非課税)および前年の合計所得金額などに基づき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

このため、平成23年度以前から継続して特別徴収により納付されている方の、平成24年4月、6月および8月の保険料は、基本的に平成24年2月に年金から徴収しました保険料額と同じ額を「保険料仮徴収額」として徴収させていただくこととなります。ただし、平成24年度から新たな保険料が設定される関係で、8月の金額が変更になる場合がありますのでご了承ください。なお、平成24年度の介護保険料額決定通知は、6月中旬に送付いたします。

また、仮徴収額の通知は、省略させていただいておりますのでご了承ください。

特別徴収(年金天引き)の方法

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収

●仮徴収(4・6・8月の支払い分)

基本的に前年度最後の支払い月(2月支払い分)と同じ金額が仮徴収として、年金から天引きされます。

●本徴収(10・12・翌年2月の支払い分)

今年度分の保険料額の確定を受けて、仮徴収額との調整が行われます。
「確定した保険料の年額 - 仮徴収合計額」は3回(10・12・2月)に分けて徴収されます。

普通徴収(納付書・口座振替で納付)対象の方へ

特別徴収の部分でも述べましたが、平成24年度の保険料額は6月以降でなければ決定できません。そのため普通徴収の方についても、平成23年度の保険料額を基に第1期(4月)分の保険料を徴収します。これを暫定賦課と言い、4月中旬に1回分の納付書(通知書)を送付します。

その後6月に保険料額が確定しますので、年額から第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期に分けて納めていただきます。この決定通知については特別徴収と同じく6月中旬に送付いたします。



国民年金

平成24年度国民年金保険料月額と前納割引制度

▼問合せ 保険年金グループ
加古川年金事務所 ☎079(435)2581
☎079(427)4743

24年度の保険料は月額
1万4千980円

国民年金の保険料は毎年度、物価や賃金の変動を反映して改定されますが、平成24年度は前年度より40円引き下げられた月額1万4千980円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の下旬に送られてくる納付書によって翌月の末日までに納めます。

納付の窓口は、金融機関またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

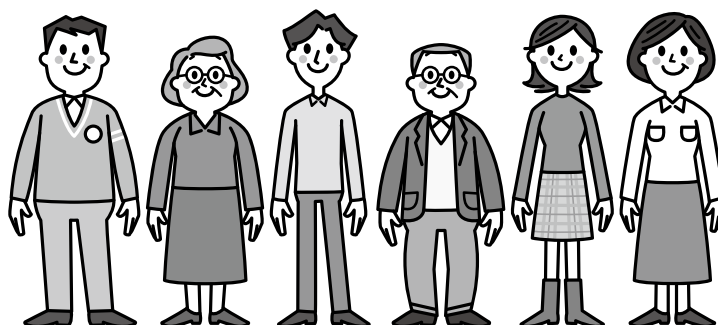
前納割引制度

保険料は、1年または6カ月など、定められた月数分を前納すると割引になります。

例えば、平成24年度の1年分の保険料は総額17万9千760円ですが、1年分を現金で前納すると17万6千570円で、年間3千190円(約1.8%)の割引になります。これを口座振替によって前納すると17万5千990円で、さらに有利な年間3千770円(約2.1%)の割引になります。

また、平成24年度の6カ月の保険料は総額8万9千880円ですが、6カ月分を現金で前納すると8万9千150円で、730円(約0.8%)の割引に、6カ月分を口座振替によって前納すると8万8千880円で、1千20円(約1.1%)の割引になります。

口座振替で1年分の前納(4~9月振替の6カ月の前納を含む)を希望する方は、毎年2月末までに年金事務所へ申し込む必要があります。



※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

平成24年10月1日より3年間、

後納保険料の納付ができます

昨年8月10日に公布された年金確保支援法では、国民年金に関して、時効によって納付できなくなった一定期間の保険料を本人の希望により納付することを可能とする取り扱いが盛り込まれています。

この取り扱いは、平成24年10月1日から3年間に限って実施されることが決まりました。

保険料の後納の特例措置

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。また、保険料を滞納した場合には、2年前までさかのぼって納付することができません。しかし、2年を経過すると時効により納付できないことになっています。

ただし、保険料の免除の適用を受けたり、学生納付特例や若年者納付猶予の適用を受けた場合には、免除などの適用を受けた期間の保険料の全部または一部を追納することができます。この追納は、10年前の分までさかのぼって行

うことができます。この場合、追納する保険料の額は、3年度以上前の分をさかのぼって納付する場合には、当時の保険料の額に一定の加算が行われたものとなります。

今回の保険料の後納の特例措置は、この保険料の追納とは別に、保険料を納め忘れた被保険者を対象にしたもので、今年の10月1日から3年以内の期間に限り、保険料の後払い(後納)ができるようになります。

この特例措置により、保険料の納め忘れがある人は、厚生労働大臣の承認を受けて、平成24年10月1日から3年間に限り、過去2年分だけでなく過去10年分までさかのぼって保険料を納めることができます。

この保険料の後納ができるのは、時効によって納付することができない期間分(2年以上前の期間分)の保険料に限られます。そして、保険料の後納の承認を受けるときに、時効になっていない2年以内

の期間について保険料の滞納がある場合には、その保険料を先に納付しなければなりません。

また、この保険料の後納を行う場合には、保険料の滞納の場合と同様に、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料(後納保険料)を納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過した月分の国民年金の保険料(加算が行われた保険料)から順次行います。そして、後納保険料が納付されると、納付が行われた日に、その納付が行われた月の国民年金の保険料が納付されたものとみなされます。

この保険料の後納によって、第3号被保険者期間の不整合記録により2年以上前の保険料未納期間がある人についても、その期間を保険料納付済期間とすることが可能となります。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は、対象となりません。